

災害時の教育活動の実施基準

令和6年4月10日付

種類等		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応	
地震	学校を含む地域の震度	震度4以下	平常登校	平常授業
		震度5弱	自宅待機 (学校からの指示を待つ)	支部ごとに下校する。ただし、交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校待機。
		震度5強以上	自宅待機 (一日休校)	安全が確認できるまで学校待機。確認できたところで、保護者への引き渡しは支部ごとに下校する。
	南海トラフ地震臨時情報(2019年5月1日運用開始)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	平常登校	平常授業
		南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	住民事前避難対象地域に居住する生徒は避難。それ以外の生徒は平常登校	住民事前避難対象地域に居住する生徒は、下校または保護者への引き渡し後に避難。(避難先決定後、1週間避難先から登校。)
津波	生徒の居住する地域	津波注意報	平常登校	
		津波警報	避難または 自宅待機	平常授業 ただし、沿岸部に居住する生徒は解除されるまで学校待機
		大津波警報		
風水害	特別警報	※1 (別表参照)	学校待機	
	警報			暴風
		大雨・洪水	平常登校	平常授業
		その他		
注意報	強風・大雨・洪水			
水害・土砂災害	学校が所在する地域	警戒レベル3 (高齢者等避難)	平常登校	平常授業
		警戒レベル4 (全員避難)	自宅待機	下校または保護者への引き渡し
	生徒の居住する地域	警戒レベル3 (高齢者等避難)	平常登校	平常授業
		警戒レベル4 (全員避難)	避難	下校または保護者への引き渡し
ライフライン停止	※2 電力	学校が停電	自宅待機	下校
		生徒居住地のみ停電	原則 平常登校	停電地域の範囲により判断し、一斉メール配信・学校HPで対応を指示。
	上水道	学校が断水	自宅待機	下校
		生徒居住地のみ断水	原則 平常登校	断水地域の範囲により判断し、一斉メール配信・学校HPで対応を指示。

種類等		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
原子力災害	UPZ内の本校(発電所から概ね31km圏内)	警戒事態	下校または保護者への引き渡し
		施設敷地緊急事態	下校または屋内で保護者への引き渡し
		全面緊急事態	屋内で保護者への引き渡し
		自宅待機	

※3

※1 (別表)「暴風警報」または「特別警報」に関して、生徒は次のように行動する。

基準時刻	午前6時00分に	午前11時00分までに	午前11時00分に
基準地域 ①学校所在地 ②生徒の居住地 ③通学路のある地域	①②③すべてにおいて	①②③すべてにおいて	①において
警報種類及び発表・解除の状況	暴風警報または特別警報が発表されている	暴風警報または特別警報が解除された	暴風警報または特別警報が発表されている
生徒の行動	自宅待機 ただし、基準地域②③のみに警報が発表されている時は、当該生徒は自宅待機	安全を確認して登校する (基準地域①で解除されても、②③で発表されている時は、当該生徒は自宅待機)	一日休校

- ・その他の警報(大雨警報、洪水警報、波浪警報等)や注意報が、学校所在地または生徒の居住地に発表されている場合は、生徒は安全を確保して登校する。
- ・気象警報・注意報の発表単位は、平成22年5月より市町の単位で発表されている。ただし、浜松市は「浜松市南部」「浜松市北部」として発表される。

※2 ライフラインの停止(停電または断水)については、具体的には次のように対応する。

基準時刻	午前6時00分に	午前11時00分までに	午前11時00分に
学校の状況	停電または断水	停電または断水が復旧	停電または断水
生徒の行動	自宅待機 (生徒の居住地のみが停電または断水している場合は平常授業。)	安全を確保して登校 (一斉メール配信と学校HPで指示する。)	一日休校

※3 原子力災害時における学校からの避難について

保護者への引き渡しを原則とするが、引き渡しができない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする。(バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。)